

# 令和7年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

富谷市教育委員会

富谷市では、小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒、及び通常学級に就学する（学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当）児童・生徒の保護者の方を対象に、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、世帯の所得に応じて学用品費、校外活動費等の一部を支給する制度です。

## 1. 特別支援教育就学奨励費制度の対象となる方

- ① 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
  - ② 通常学級に就学で「学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障がい程度」に該当する児童生徒の保護者
- ※生活保護や就学援助の適用を受けている世帯は除く

### 【学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度】

| 区 分    | 障がいの程度                                                                                                         |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の視力がおおむね0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの                        |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                           |
| 知的障害者  | ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>・ 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの         |
| 肢体不自由者 | ・ 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>・ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者    | ・ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>・ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの                  |

### 【通常の学級に在籍で上記の障がいの程度に該当すると思われる場合】

申請書類として、「身体障害者手帳」若しくは「療育手帳」のコピー又は「医師の診断書（原本）」が必要となります。他に、富谷市就学支援委員会において判断を受けている場合は、その判断結果通知の写しを提出して下さい。

審査によっては、認定とならない場合がありますので、診断書をお取りになる前に必ず学校教育課へご相談ください。

なお、審査については、学校生活で著しい制限があるか等の状況も含めて審査させていただきます。

裏面をご覧ください

## 2. 申請方法・申請期限

### ○お子さんが特別支援学級に就学している方

- ・5月頃に学校を通じてご案内します。

### ○お子さんが学校教育法施行令 22-3 に該当すると思われ、通常の学級に就学している方

申請を希望される方は、就学している富谷市立小・中学校及び富谷市教育委員会学校教育課に備え付けの申請書等に必要事項をご記入のうえ、申請期限までに提出願います。

(1) 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書

(2) 令和7年度市・県民税課税証明書（18歳未満の被扶養者除く）

※提出が間に合わない場合は学校へご相談ください

※令和7年1月1日に富谷市に住民登録があり、確定申告又は年末調整がお済みの方は不要です。

(3) 必要書類等（身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し、又は医師の診断書(原本)、富谷市就学支援委員会の判断結果通知の写し等）

申請期限 **令和7年 5月 23日（金）**

申 請 先：お子様の就学している富谷市立小・中学校又は富谷市教育委員会学校教育課

## 3. 対象経費（限度額の範囲内）

学用品費等・修学旅行費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費等の一部

## 4. 支給の決定

提出していただいた申請書や世帯全員の前年の所得などを基に決定し、特別支援教育就学奨励費を支給します。

なお、前年の収入が申告されていないと審査ができませんので、必ず申告を済ませてから調書を提出してください。

### 【令和7年度特別支援教育就学奨励費認定基準（目安）】

| 家 族 構 成 |                            | 所得の目安    |
|---------|----------------------------|----------|
| 2人家族    | 母38歳 子14歳                  | 約536万円以下 |
| 3人家族    | 父40歳 母38歳 子14歳             | 約577万円以下 |
| 4人家族    | 父40歳 母38歳 子11歳 子8歳         | 約657万円以下 |
| 5人家族    | 父40歳 母38歳 子11歳 子10歳<br>子8歳 | 約744万円以下 |

所得基準額は、所得控除後の金額ですが世帯員の数、年齢によって決められますので、上記の例はおおよその目安としてください。

【問合わせ先】 富谷市教育委員会 学校教育課 TEL：022-358-0521